

県営名古屋空港周辺で建物設置、クレーン作業等を行う皆様へ

航空機の安全な離着陸・飛行のため、空港周辺の一定の空間を、障害となる物件がない状態にしておかなくてはなりません。

この空港周辺に確保されるべき空間の底面を制限表面といい、この制限表面を超える高さの建物等を設置することは、原則として航空法で**禁止**されています。

**建物本体だけでなく、避雷針、テレビアンテナ等の物件や
工事中のクレーン、足場等の仮設物、植物の植栽等も該当します。**

県営名古屋空港の制限表面の影響を受ける市町

名古屋市(北区の一部及び西区の一部)
春日井市の一部
小牧市の一部
北名古屋市の一部
西春日井郡豊山町の全域

空港周辺のおおむね 4km~5km が
制限の範囲となります。

制限高は場所により異なりますので、空港周辺で建物設置、クレーン作業等を予定されている方は、必ず**制限高の確認**をお願いします。

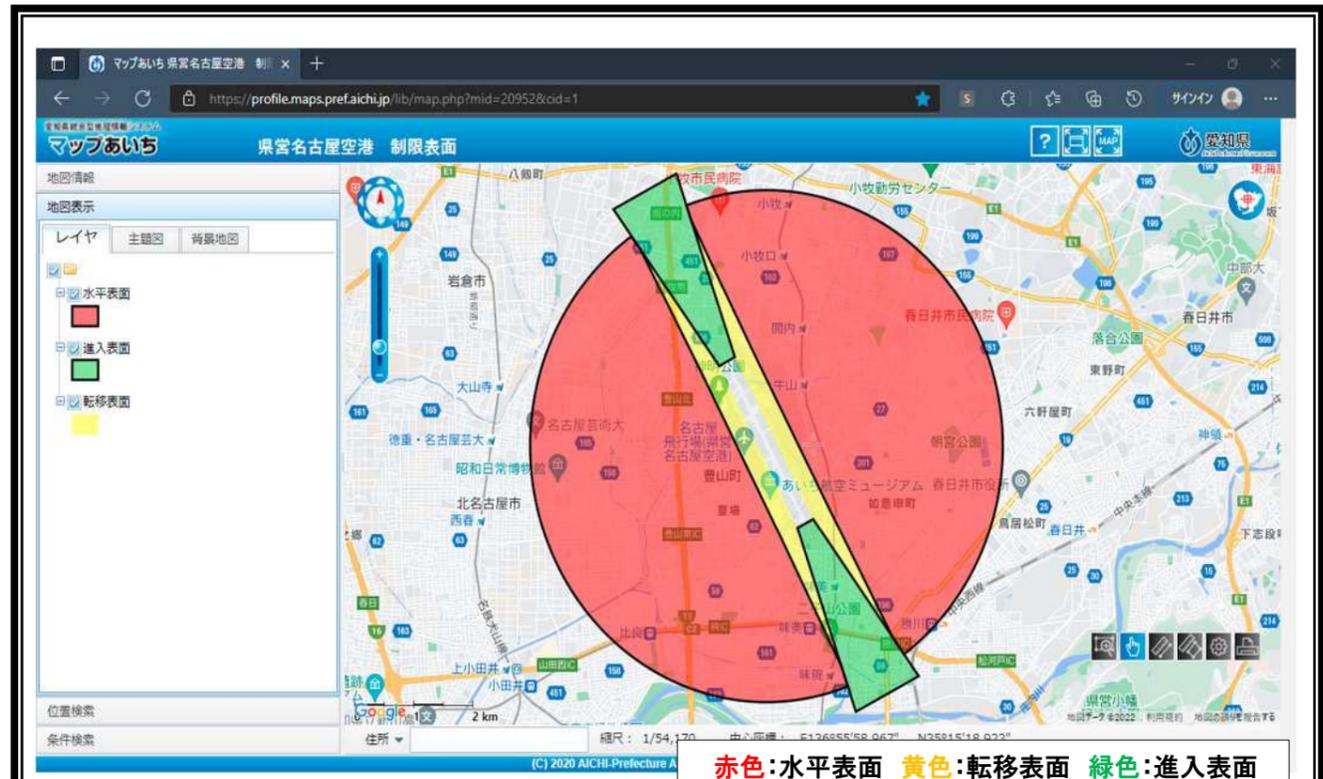
制限高を超えて物件等を設置した場合、**罰則の対象**となるだけでなく、**自費で除去**する必要があります。

航空法第 49 条 (物件の制限等)

第 1 項…空港について第 40 条 (第 43 条第 2 項において準用する場合を含む。) の告示があつた後においては、その告示で示された進入表面、転移表面又は水平表面 (これらの投影面が一致する部分については、これらのうち最も低い表面とする。) の上に出る高さの建造物 (その告示の際現に建造中である建造物の当該建造工事に係る部分を除く。)、植物その他の物件を設置し、植栽し、又は留置してはならない。但し、仮設物その他の国土交通省令で定める物件 (進入表面又は転移表面に係るものを除く。) で空港の設置者の承認を受けて設置し又は留置するもの及び供用開始の予定期日前に除去される物件については、この限りでない。

第 2 項…空港の設置者は、前項の規定に違反して、設置し、植栽し、又は留置した物件 (成長して進入表面、転移表面又は水平表面の上に出るに至った植物を含む。) の所有者その他の権原を有する者に対し、当該物件を除去すべきことを求めることができる。

その他詳しい説明は、県のWEBページ
【<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kouku/000005875.html>】をご確認ください。→



制限表面の範囲は**マップあいち**で

パソコン・スマートフォン等からいつでも確認できます! ⇒

URL: <https://maps.pref.aichi.jp/map/view/?mid=20952>



- 水平表面の制限高は一律 T. P. +59m です。(T. P.=東京湾平均海水面基準) 転移表面、進入表面の制限高を知りたい場合は、電子申請【<https://ttzk.graffer.jp/pref-aichi/smart-apply/apply-procedure/3218101974244937003/door>】でお問い合わせください。
- 制限高の 6m 以内に近接して作業等をする場合は、事前の届出をお願いしています。詳しくは左ページ下部に記載した県の WEB ページをご確認ください。
- その他、不明な点等がありましたら県の WEB ページをご確認いただき、下記の窓口までお問い合わせください。

《お問い合わせ窓口》

西春日井郡豊山町大字豊場 名古屋空港内

愛知県 都市・交通局 航空空港課 名古屋空港事務所

電話 : 0568-29-1603、0568-29-1604

FAX : 0568-29-1801

メール : kouku@pref.aichi.lg.jp